

(熊本地震に係る初動対応の検証レポート) 記述についての対応状況

平成29年4月1日

記載箇所	初動対応の検証レポートにおける枠囲い内の記述	担当	実施内容 (実施予定内容(平成29年3月末現在))	実施内容実現に向けた 平成29年3月末現在の途中経過	実施時期 (実施予定時期)
3.(1)1	災害の状況に応じた現地対策本部への迅速な幹部職員の派遣など、より実践的な現地対策本部のあり方について、速やかに見直す。	内閣府(防災)	①現地対策本部の体制をそのマニュアルを含めて見直すとともに、連絡要員(リエゾン)の役割等についてのマニュアルを作成。 ②防災基本計画を修正。	①現地対策本部業務マニュアル改訂、連絡要員(リエゾン)マニュアル策定及び関連する主事会議申合せ改訂について、それぞれ実施済み。 ②防災基本計画の改訂を予定。	①②平成29年3月
3.(1)2	WGにおいて、災害対応時の県と政令市について、災害時に情報収集、支援策等が混乱なく実施できるよう、役割分担を明確化する方向で見直す。	内閣府(防災)	①災害救助法に基づく救助の実施主体として、都道府県と政令市の役割分担の明確化。 ②必要に応じ、防災基本計画を修正。	①②WGの報告を踏まえ、全国知事会や指定都市市長会等の関係者で構成される検討の場を開催し、救助の実施体制や広域調整の在り方について、調整中。	①②調整中
3.(1)3	情報を集約、整理している現地対策本部が、マスコミ対応を行っている都道府県と協調して対応するための体制を強化すべく、現地対策本部の見直しの中で広報対応のあり方についても速やかに見直しを行う。	内閣府(防災)	①現地対策本部業務マニュアルにおいて、広報担当者を専属化するとともに、必要に応じて、積極的に情報発信に努めることを記載。 ②必要に応じ、防災基本計画を修正。	①現地対策本部業務マニュアル改訂を実施済み。 ②現行の防災基本計画の記載でも取組可能。	①②平成29年3月
3.(2)1-1	リエゾンとして派遣される職員向けのマニュアルを速やかに作成し、必要な研修等を行う。	内閣府(防災)	①連絡要員(リエゾン)の役割等についてとりまとめたマニュアルを作成。 ②マニュアルを活用し、内閣府(防災)の初任者研修等を通じ、内閣府(防災)の全職員を対象に研修を実施。また、各省庁においても派遣の可能性がある職員への必要な研修を実施できるよう、内閣府(防災)で作成したマニュアルを共有する。	①連絡要員(リエゾン)マニュアル策定を実施済み。 ②内閣府(防災)の初任者研修等においてマニュアルを活用して説明予定。また、各省庁にも共有予定。	①平成29年3月 ②平成29年度
3.(2)1-2	また、WGで検討した上で、受入市町村向けのガイドラインを作成するとともに、【略】。	内閣府(防災) 消防庁	①地方公共団体向けの受援体制整備に係るガイドラインを作成。 ②必要に応じて、防災基本計画を修正。	①「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を合計5回開催し、平成29年3月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を作成済み。 ②ガイドラインの内容について、必要に応じて防災基本計画に反映を検討。	①平成29年3月 ②平成29年度以降
3.(2)1-3	また、WGで検討した上で、【略】とともに、リエゾン職員の活動状況を国、都道府県、市町村が共有する仕組みを作り、リエゾンに対する指揮系統を明確化する。	内閣府(防災)	①連絡要員(リエゾン)の役割・指揮命令系統について、連絡要員(リエゾン)向けマニュアルにおいて明確化するとともに現対本部業務マニュアルにもその旨を記載。 ②防災基本計画を修正。	①現地対策本部業務マニュアル改訂、連絡要員(リエゾン)マニュアル策定及び関連する主事会議申合せ改訂について、それぞれ実施済み。 ②防災基本計画の改訂を予定。	①平成29年3月 ②平成29年度
3.(3)1-1	市町村におけるボランティア、NPOを含めた応援職員や物資の受入れなどを明確にした受援計画の作成、訓練による計画の実用化、職員が出動できない場合も想定したBCP作成等について、WGで検討した上で、市町村に必要な支援策を講じる。	内閣府(防災) 消防庁	①地方公共団体向けの受援体制整備に係るガイドラインを作成。 ②必要に応じて、防災基本計画を修正。	①「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を合計5回開催し、平成29年3月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を作成済み。 ②ガイドラインの内容について、必要に応じて防災基本計画に反映を検討。	①平成29年3月 ②平成29年度以降

(熊本地震に係る初動対応の検証レポート) 記述についての対応状況

平成29年4月1日

記載箇所	初動対応の検証レポートにおける枠囲い内の記述	担当	実施内容 (実施予定内容(平成29年3月末現在))	実施内容実現に向けた 平成29年3月末現在の途中経過	実施時期 (実施予定時期)
3. (3) 1-2	また、応援職員をより有効に機能させるために、避難所の夜間警備や避難所の運営支援等、業務の特性に応じて、民間企業、NPO等の活用・連携が図られるよう、速やかに避難所運営ガイドラインを見直し、周知する。	内閣府(防災)	①避難所運営ガイドラインや熊本地震の課題等について説明会や研修等の様々な場を活用して、地方自治体への説明を実施。 ②避難所運営ガイドラインの観点を補完する事例集等を公表し、都道府県・市町村に周知。 ※検討過程において、アンケート調査等による実態把握を行った結果、ガイドライン自体の見直しよりも、ガイドラインに付随する事例集等による普及啓発の方が有効と判断。	①9月13日、都道府県の災害救助法担当者会議において説明。今後も、引き続き、都道府県との各種会議や研修の場を通じて、避難所運営に関する普及啓発を継続。 ②12月後半から1月にかけて「全国の市町村」、「熊本県市町村」、「熊本県内の障害者団体」、「熊本県内の障害当事者」、「熊本県内の車中泊やテント泊を行った住民」に対して実施したアンケート調査を踏まえ、避難所運営ガイドラインを補完する事例集として取りまとめ、4月に公表予定。	①平成28年9月 ②平成29年4月
3. (3) 2	庁舎に限らず、体育館等の防災拠点については、いざというときに機能できるよう、耐震化や天井落下を防ぐ措置等を推進する。	国土交通省	①防災拠点となる建築物の地震対策および天井脱落防止対策等に対する支援の強化。 ②防災拠点の機能継続にかかるガイドラインをとりまとめ、必要な対策が講じられるよう周知・支援。	①防災拠点となる建築物の地震対策および天井脱落防止対策等に対する支援の強化について検討中。 ②防災拠点となる建築物の機能継続にかかるガイドライン検討会(仮称)を設置し、検討を開始予定。 ③④⑤実施済み	①平成29年度 ②平成29年度中 ③平成28年7月 ④平成28年10月 ⑤平成28年10月
		文部科学省	③「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言を公表。 ④上記緊急提言に関する通知を发出し、耐震対策の推進を関係機関に要請。 ⑤学校施設環境改善交付金において、社会体育施設の建築非構造部材のみの耐震対策のメニューを追加。		
3. (4) 1	常に被災地の土地勘を有する適切な職員がいるとは限らない。災害対応経験を積極的に評価し、その経験者等を中心とする派遣職員リストを速やかに作成し、派遣を前提とした研修や訓練を行う。その上で、具体的な派遣に当たっては、現地にもっとも近い国の機関の職員を中心に選抜すべきことに留意する。	内閣府(防災) 各省庁	①各省毎に、出身地や過去の勤務地等を含めた派遣予定者リストの作成。 ②各省において、派遣予定者に必要な知識・経験や、育成、登録、派遣の仕組みについて検討を行い、国の職員の研修や訓練に反映。	・内閣府、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省 ①②実施済み。 ・総務省 ①実施済み ②研修・訓練の実施について検討中。 ・その他各省庁 ①②派遣予定者リストの作成や研修・訓練の実施について検討中。	内閣府、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省 ①②平成29年3月 総務省 ①平成29年3月 ②調整中 その他各省庁 ①②調整中
3. (4) 2	罹災証明の交付を支援するため、WGで検討した上で、必要となる調査の雨天対策を講じるとともに、罹災証明のための調査を担当する調査員を各都道府県で平時から養成・登録する仕組みを構築する。	内閣府(防災)	①雨天時の調査方法を含め、罹災証明書の早期交付のための措置をとりまとめ、各都道府県に情報発信。 ②先進事例について各都道府県に情報発信を行い、罹災証明書交付に係る調査員の養成や登録を促す等、平時の取組を促進。	①②関係機関に対するアンケート調査等を踏まえ、罹災証明書交付のための調査に係る手引きを改訂して、先進事例や調査員の養成・登録の仕組みについて追記の上、公表済み。	①②平成29年3月

(熊本地震に係る初動対応の検証レポート) 記述についての対応状況

平成29年4月1日

記載箇所	初動対応の検証レポートにおける枠囲い内の記述	担当	実施内容 (実施予定内容(平成29年3月末現在))	実施内容実現に向けた 平成29年3月末現在の途中経過	実施時期 (実施予定時期)
3. (4) 3-1	自衛隊の駐屯地を活用することなどにより、執務環境も含めた派遣職員の活動拠点を設営し、暫時、自給自足できる環境を準備することができるよう、平時から自衛隊をはじめとする各種機関との連携体制を速やかに構築する。	内閣府(防災) 防衛省 各省庁	①現地対策本部業務マニュアルの改訂時に、活動拠点としての国の施設の活用を追記。	①現地対策本部業務マニュアルを改訂し、国の施設の活用について記載済み。	①平成29年3月
3. (4) 3-2	また、派遣時の宿舍の確保、【略】についても速やかに検討する。	内閣府(防災)	①現地対策本部業務マニュアルの改訂時に、宿泊場所に関する国の施設の活用を追記。	①現地対策本部業務マニュアルを改訂し、国の施設の活用について記載済み。	①平成29年3月
3. (4) 3-3	また、【略】、勤務管理等のルール、職員への手当等についても速やかに検討する。	内閣府(防災)	①派遣要請に基づく各省から現地対策本部への派遣職員は、内閣府への併任発令を遅滞なく行い、勤務管理及び必要な手当での支給を実施。	①災害発生時に随時対応。	①随時対応
4. (1) 1	避難所や車中泊の状況把握のためにも、WGで検討した上で、避難者の名簿作成が容易にできるよう、既存の住民のデータベースを活用するための具体的な制度設計を行う。	内閣府(防災)	①(一財)全国地域情報化推進協会において、避難行動要支援者名簿及び被災者台帳に係るデータについて、自治体業務のデータ連携が進むよう、各システム間で受け渡しを行う際の標準仕様(データ形式、入出力に係る仕様)を設定して、自治体等へ公表。同協会の広報やセミナー等で普及推進を図る。 ②避難所運営ガイドラインを補完する事例集を作成し、指定避難所外での情報収集に関する具体的事例を整理して公表。	①(一財)全国地域情報化推進協会において、標準仕様の設定及び自治体等へ公表済み。また、被災者台帳の作成等の参考となる実務指針を策定して公表済み。 ②避難所運営ガイドラインを補完する事例集等を4月に公表予定。	①平成29年3月 ②平成29年4月
4. (1) 2	SNS等が本来持っている特性を考慮した上で、WGで有識者等からの意見も聞き、現地対策本部におけるSNS等の情報活用のあり方を整理する。	内閣府(防災)	①SNSの情報について、個別対応すべき場合と全体的な状況分析として活用する場合に区分の上、災害時の利用方策を検討。	①熊本地震時の収集情報の分析結果や民間事業者の意見等を踏まえ、情報が少ない発災直後の被災地の状況や被災者ニーズ等の全体的な傾向把握などへの活用方針を整理済み。	①平成29年3月
4. (2) 1	各地で進められている避難所運営のノウハウを集めた事例集を、WGで検討した上で、年度内に作成し、周知する。	内閣府(防災)	①避難所運営ガイドラインの観点を補完する事例集等を公表し、都道府県・市町村に周知。	①避難所運営ガイドラインを補完する事例集を4月に公表予定。	①平成29年4月
4. (2) 2	避難所の自主運営を考える中で、衛生管理等の観点から、トイレの維持管理についてあらかじめルールを設けておけるよう、WGで検討した上で、事例集を作成し、周知する。	内閣府(防災)	①避難所運営ガイドラインの観点を補完する事例集等を公表し、都道府県・市町村に周知。	①避難所運営ガイドラインを補完する事例集等を4月に公表予定。	①平成29年4月

(熊本地震に係る初動対応の検証レポート) 記述についての対応状況

平成29年4月1日

記載箇所	初動対応の検証レポートにおける枠囲い内の記述	担当	実施内容 (実施予定内容(平成29年3月末現在))	実施内容実現に向けた 平成29年3月末現在の途中経過	実施時期 (実施予定時期)
4. (2) 3	施設利用計画における予備スペースの確保、感染症が発生した場合のトレーラー等の活用、感染者の移転等の方策について、WGで検討した上で、感染症対策を整理する。	内閣府(防災)	①事例集として取りまとめ予定。	①避難所運営ガイドラインを補完する事例集を4月に公表予定。	①平成29年4月
4. (2) 4	運営に当たる市町村職員等があらかじめ避難所運営ガイドラインを熟知し、避難所設営の訓練が行われるよう、避難所運営ガイドラインをより分かりやすく実用的なものへと速やかに見直すとともに、市町村に対する講習会等を行う。	内閣府(防災)	①避難所運営ガイドラインや熊本地震の課題等について説明会や研修等の様々な場を活用して、地方自治体への説明を実施。	①9月13日、都道府県の災害救助法担当者会議において説明。今後も、引き続き、都道府県との各種会議や研修の場を通じて、避難所運営に関する普及啓発を継続。	①平成28年9月
4. (3) 1	避難所の施設利用計画の策定に当たって、女性等の参画を得ることなど、市町村が策定段階で留意すべき事項、参考とすべき事例等をWGで検討した上で整理し、周知する。	内閣府(防災)	①避難所運営ガイドラインの観点を補完する事例集等を公表し、都道府県・市町村に周知。	①避難所運営ガイドラインを補完する事例集を4月に公表予定。	①平成29年4月
4. (3) 2	市町村の職員をはじめ関係者に対して、速やかに福祉避難所に関する周知徹底を図るとともに、災害時に福祉施設等の被災情報やニーズ把握ができるよう、情報伝達ルートの事前整備を速やかに行う。	内閣府(防災)	①避難所運営ガイドラインや熊本地震の課題等について説明会や研修等の様々な場を活用して、地方自治体への説明を実施。また、情報伝達ルートの事前整備については、説明会や研修等において地方自治体へ喚起(説明会、研修の内容は全市町村へ共有済)。	①9月13日、都道府県の災害救助法担当者会議において説明。今後も、引き続き、都道府県との各種会議や研修の場を通じて、避難所運営に関する普及啓発を継続。	①平成28年9月
4. (3) 3	避難所内におけるペットの取扱いについては、混乱を防ぐために、WGで検討した上で、一定の考え方や留意点、様々な事例等をまとめて、周知する。	内閣府(防災)	①避難所運営ガイドラインや熊本地震の課題等について説明会や研修等の様々な場を活用して、地方自治体への説明を実施。 ②避難所運営ガイドラインの観点を補完する事例集等を公表。	①9月13日、都道府県の災害救助法担当者会議において説明。今後も、引き続き、都道府県との各種会議や研修の場を通じて、避難所運営に関する普及啓発を継続。 ②避難所運営ガイドラインを補完する事例集を4月に公表予定。	①平成28年9月 ②平成29年4月
4. (3) 4	避難所における情報提供のあり方については、新着情報が優先されて、常に目立つ位置に掲載されるようにするなど、WGで検討した上で、避難所運営ガイドラインに明示する。	内閣府(防災)	①避難所運営ガイドラインや熊本地震の課題等について説明会や研修等の様々な場を活用して、地方自治体への説明を実施。 ②避難所運営ガイドラインの観点を補完する事例集等を公表し、都道府県・市町村に周知。 ※検討過程において、アンケート調査等による実態把握を行った結果、ガイドライン自体の見直しよりも、ガイドラインに付随する事例集等による普及啓発の方が有効と判断	①9月13日、都道府県の災害救助法担当者会議において説明。今後も、引き続き、都道府県との各種会議や研修の場を通じて、避難所運営に関する普及啓発を継続。 ②避難所運営ガイドラインを補完する事例集を4月に公表予定。	①平成28年9月 ②平成29年4月
4. (3) 5-1	避難所の効率的な運営を図るため、事前に避難所の施設利用計画を作成し、その中で支援物資の置き場所や予備スペースの確保等を明確に位置付けておくよう、速やかに市町村に周知する。	内閣府(防災)	①避難所運営ガイドラインや熊本地震の課題等について説明会や研修等の様々な場を活用して、地方自治体への説明を実施。	①9月13日、都道府県の災害救助法担当者会議において説明。今後も、引き続き、都道府県との各種会議や研修の場を通じて、避難所運営に関する普及啓発を継続。	①平成28年9月

(熊本地震に係る初動対応の検証レポート) 記述についての対応状況

平成29年4月1日

記載箇所	初動対応の検証レポートにおける枠囲い内の記述	担当	実施内容 (実施予定内容(平成29年3月末現在))	実施内容実現に向けた 平成29年3月末現在の途中経過	実施時期 (実施予定時期)
4. (3) 5-2	また、良質な避難所となり得る国の施設については、国との連携の下で事前登録等の措置を速やかに講ずる。	内閣府(防災) 各省庁	①避難所に利用可能な国の施設のリストを作成し、市町村へ情報提供。 ②必要に応じ、防災基本計画を修正。	①関東及び東海地域においては実施済み。その他の地域において、各省庁の所管する利用可能施設のリストを収集中であり、今後市町村へ情報提供を予定。 ②現行の防災基本計画の記載でも取組可能。	①②平成29年4月
4. (4) 1	災害が発生する季節によって注意すべき事項が異なることにも留意しつつ、車中泊、テント泊等の避難形態に応じて必要となる対策を速やかに避難所運営ガイドラインに明示する。	内閣府(防災)	①事例集として取りまとめ予定。 ②検討過程において、アンケート調査等による実態把握を行った結果、ガイドライン自体の見直しよりも、ガイドラインに付随する事例集等による普及啓発の方が有効と判断。	①避難所運営ガイドラインを補完する事例集を4月に公表予定。	①平成29年4月
4. (5) 1	避難所の運営は、被災地の地理や住民、地域の諸事情に最も詳しい市町村が主体的に担うべきであるが、一方で、その負担が大きいのも事実である。被災市町村が、経験のある他の自治体やNPO、民間企業、団体等の支援を積極的に受け入れつつ、早期に避難者による自主的な運営ができるよう、速やかに、避難所運営ガイドライン、様々な取組の事例集を作成し、市町村に対して周知する。	内閣府(防災)	①避難所運営ガイドラインや熊本地震の課題等について説明会や研修等の様々な場を活用して、地方自治体への説明を実施。 ②避難所運営ガイドラインの観点を補完する事例集等を公表。	①9月13日、都道府県の災害救助法担当者会議において説明。今後も、引き続き、都道府県との各種会議や研修の場を通じて、避難所運営に関する普及啓発を継続。 ②避難所運営ガイドラインを補完する事例集を4月に公表予定。	①平成28年9月 ②平成29年4月
4. (5) 2	学校再開も見据え、初期段階から災害対応の担当職員が学校関係者とも連携を円滑化するための方策を速やかに講じる。	内閣府(防災)	①学校施設の地震対策のハード対策に係る文部科学省の通知(緊急提言に関する通知)を踏まえ、内閣府と消防庁より「学校施設における防災機能強化への協力について」を各都道府県防災主管部長に通知。 ②学校における避難所運営の在り方に関する検討結果を踏まえ、①同様に各都道府県に通知し、防災担当部局と学校との連携の取組を促進。	①平成28年10月に実施済み。 ②平成29年1月20日付けで、文部科学省から全国の都道府県の教育委員会宛に「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について(通知)」を发出。それに基づき、内閣府防災においても1月23日付けで全国の都道府県の防災部局に対して「学校施設における防災力強化への協力について(通知)」を发出済み。	①平成28年10月 ②平成29年1月
4. (5) 3-1	職員とNPO等との連携を強化するため、速やかに担当者同士の交流のための場づくりを行う。	内閣府(防災)	①国と都道府県との防災に係る会議等において、災害対応の経験を有するNPO等のネットワーク組織の参画を求め、都道府県の担当者との関係を強化。その際、各都道府県毎にも地域のNPOや市民団体等との連携強化が必要であることを周知し、連携への取組を促進。	①平成29年2月災害ボランティアに係る都道府県担当者研修会にて関係NPO等との連携について働きかけを実施済み。今後も引き続き会議等の場を活用し都道府県と関係NPOの連携を促進。	①平成29年2月

(熊本地震に係る初動対応の検証レポート) 記述についての対応状況

平成29年4月1日

記載箇所	初動対応の検証レポートにおける枠囲い内の記述	担当	実施内容 (実施予定内容(平成29年3月末現在))	実施内容実現に向けた 平成29年3月末現在の途中経過	実施時期 (実施予定時期)
4. (5) 3-2	また、WGで検討した上で、被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する。	厚生労働省	①保健所や都道府県に設置された医療救護調整本部等における医療チームや保健師チーム等をマネジメントする本部機能を強化し、当該本部において医療チームや保健師チーム等が収集した情報の一元管理、医療チームや保健師チーム等との情報共有等ができる体制を検討し、保健所や都道府県と連携して体制を整備。	①平成29年2月28日に厚生労働省防災業務計画を修正し、被災都道府県・市町村、保健所等が設置する本部等において医療チームや保健師チーム等の統括及び必要な調整を行う体制の整備について規定。当該計画を踏まえ、引き続き、都道府県及び市町村並びに保健所と連携して、体制の整備を推進。	①平成29年度中
4. (5) 4	WGで検討した上で、避難所運営を担う専門家の育成、登録等を行うために必要な仕組みを構築する。	内閣府(防災)	①防災に関するNPO等のネットワーク化を推進。 ②平成29年度以降、災害対応経験を有するNPOや避難所運営の専門家とも連携しつつ、避難所運営に関する研修を実施。	①平成28年6月7日 全国災害ボランティアネットワーク(JVOARD)設立。 ②災害対応の経験を有するNPOや避難所運営の専門家と連携した研修について検討中。	①平成28年6月 ②平成29年度
5. (1) 1	プッシュ型の物資輸送は、東日本大震災の反省を受けて、今回の熊本地震で初めて本格的に行われた取組である。今回抽出された課題に対処するため、WGで地方公共団体や有識者、民間事業者等の意見も十分に聞きながら、関係マニュアル等を全般的に見直す。	内閣府(防災) 消防庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	①「南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動に関する計画」を修正し、物資拠点や関係各機関の役割分担を位置づけ。 ②必要に応じて緊急災害対策本部・現地对策本部業務マニュアル等を修正し、各機関の役割を追記。あわせて、物資輸送・供給に関する見込みについても整理。	①「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を5～6月頃に改訂予定。 ②緊急災害対策本部・現地对策本部業務マニュアルについて、3月末に改訂済み。	①平成29年5～6月 ②平成29年3月
5. (1) 2	川上から川下まで、自衛隊も含めた国、都道府県、市町村、物流事業者等がその特性を最大限に発揮して協働できるよう、WGで検討した上で、災害時の物資輸送における役割分担を関係マニュアル等の中で明確化する。	内閣府(防災) 消防庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	①「南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動に関する計画」を修正し、物資拠点や関係各機関の役割分担を位置づけ。 ②必要に応じて緊急災害対策本部・現地对策本部業務マニュアル等を修正し、各機関の役割を追記。あわせて、物資輸送・供給に関する見込みについても整理。	①「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を5～6月頃に改訂予定。 ②緊急災害対策本部・現地对策本部業務マニュアルについて、3月末に改訂済み。	①平成29年5～6月 ②平成29年3月
5. (1) 3-1	災害時に常時利用可能な拠点を速やかにリストアップする。	国土交通省 内閣府(防災)	①地方公共団体が指定している広域物資輸送拠点等の設置状況を把握し、整理する。 ②既にリスト化している民間物資拠点の特性を把握、整理するとともに、より多様な業種の物流施設を民間物資拠点候補に選定。また、広域物資拠点に、民間物資拠点を選定することを普及。以上を踏まえて、広域物資拠点開設・運営ハンドブックを見直し。	・内閣府(防災) ①平成28年10月の熊本地震WGにおいて公表済み。 ②「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を5～6月頃に改訂予定。 ・国交省 ②広域物資拠点開設・運営ハンドブックの見直しを実施済み。都道府県等へ配布予定。	・内閣府(防災) ①平成28年10月 ②平成29年5～6月 ・国交省 ②平成29年3月
5. (1) 3-2	また、物流拠点については、耐震性の確保、非常電源の準備等、事業者の負担が必要となるが、WGで検討した上で、事業者の協力を得るための仕組みを整備する。	国土交通省	①流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づき国が支援する認定物流施設を、災害時に利用可能性のある民間物資拠点としてリストアップ。	①国が支援する認定物流施設61カ所を、災害時に利用可能な民間物資拠点としてリストアップ済み。	①平成29年3月

(熊本地震に係る初動対応の検証レポート) 記述についての対応状況

平成29年4月1日

記載箇所	初動対応の検証レポートにおける枠囲い内の記述	担当	実施内容 (実施予定内容(平成29年3月末現在))	実施内容実現に向けた 平成29年3月末現在の途中経過	実施時期 (実施予定時期)
5. (1) 4	支援物資については、WGでの検討を踏まえ、季節等も考慮した上で、タイミングや災害の程度に応じた必要物資リストや物資ごとの必要量の算出に関する考え方、物資管理を適切・効率的に行うための方策等を関係マニュアル等に明記する。	内閣府(防災) 消防庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	①必要に応じて緊急災害対策本部・現地对策本部業務マニュアル等を修正し、各機関の役割を追記。あわせて、物資輸送・供給に関する見込みについても整理。	①緊急災害対策本部・現地对策本部業務マニュアルの3月末の改訂において、プッシュ型支援の品目の整理及び供給量の算出方法を追記。	①平成29年3月
5. (1) 5	水・食料等の備蓄の必要性については、防災推進国民会議のネットワークを活用する等、様々な機会を活用して啓発活動を速やかに徹底する。	内閣府(防災) 農林水産省	①防災推進国民大会等の場を通じて、随時啓発活動を実施。 ②「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」(農林水産省)等を活用した普及・啓発の強化。	・内閣府(防災)、 ①防災推進国民大会において、シンポジウム、映像の上映、資料配布など多様な手法により備蓄に関する啓発啓発を実施。 ・農林水産省 ②同ガイド及びガイド概要版を活用し、防災イベントにおけるパネル展示、講演等により普及・啓発を実施。	①平成28年8月 ②随時実施
5. (2) 1	国や都道府県、市町村、製造事業者、物流事業者が、発注状況や製造状況、輸送状況等の情報を共有できるよう、関係マニュアル等の整備を受けて、物流情報管理システムの構築に速やかに着手する。併せて、システム構築後には、災害が発生した際に関係機関がそのシステムを使いこなせるよう、実践的な訓練を行う。	内閣府(防災) 消防庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	①国や都道府県、市町村、製造事業者、物流事業者等が情報共有するとともに、避難所等のニーズを把握することのできるシステムを構築。 ②関係者が参画した実践的な訓練を実施するとともに、各種研修の場においても物資支援についての講座を実施。	①平成28年12月、国と都道府県において、物資の要請・調達・輸送に関する情報共有のためのシステムを運用開始。平成29年度以降、市町村の物資拠点や避難所までの情報共有、ニーズ把握が可能なシステムに拡充予定。 ②システムの内容を反映し、関係省庁及び各県との訓練を随時実施するとともに、民間事業者等との意見交換も踏まえた研修を随時実施。	①平成28年12月 (平成29年度以降システム拡張予定) ②平成28年12月
5. (2) 2-1	通信網が被災した場合の対応も含めて、被災後の迅速な導入・稼働が可能となるよう、WGで検討した上で、早期に今回導入したシステムを基に避難所等のニーズ把握のためのアプリやWebシステム等の開発・活用を図る。	内閣府(防災)	①国や都道府県、市町村、製造事業者、物流事業者等が情報共有するとともに、避難所等のニーズを把握することのできるシステムを構築。	①平成28年12月、国と都道府県において、物資の要請・調達・輸送に関する情報共有のためのシステムを運用開始。平成29年度以降、市町村の物資拠点や避難所までの情報共有、ニーズ把握が可能なシステムの拡充を予定。	①平成29年度以降システム拡張予定
5. (2) 2-2	(～アプリやWebシステム等の開発・活用を図る。)併せて、速やかに、自治体による運用事業者との協定締結、共同訓練等を支援する。	内閣府(防災) 消防庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	①物流情報管理システムに係る自治体、事業者との訓練において、相互に連携する必要性、共同訓練等により実効性を高める必要性を説明し周知。	①平成28年12月、国と都道府県において、物資の要請・調達・輸送に関する情報共有のためのシステムを運用開始し、システムの内容を反映させた関係省庁及び各県との訓練を随時実施。	①平成28年12月
5. (3) 1-1	平時において、物流事業者や製造事業者との協定に基づき、必要な人員や器具の確保ができるのか確認するための訓練を行うよう、訓練内容を速やかに見直す。	内閣府(防災) 消防庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	①関係者が参画した実践的な訓練を実施するとともに、各種研修の場においても物資支援についての講座を実施。	①平成28年12月、国と都道府県において、物資の要請・調達・輸送に関する情報共有のためのシステムを運用開始し、システムの内容を反映させた関係省庁及び各県との訓練を随時実施。	①平成28年12月

(熊本地震に係る初動対応の検証レポート) 記述についての対応状況

平成29年4月1日

記載箇所	初動対応の検証レポートにおける枠囲い内の記述	担当	実施内容 (実施予定内容(平成29年3月末現在))	実施内容実現に向けた 平成29年3月末現在の途中経過	実施時期 (実施予定時期)
5.(3)1-2	また、災害時の物資輸送に従事した事業者やNPOの協力で報いることができるよう、WGにおいて、表彰のあり方などについても検討する。	内閣府(防災)	①各種表彰制度(防災功労者表彰)の活用や災害対応に従事した機関へのインセンティブ付けについて整理。	①物流事業者の表彰について取扱いを整理済み。企業の災害対応ボランティア参加等に関する検討を実施し、報告書を公表済み。	①平成29年3月
5.(3)2	コンビニ等の運搬車両についても、一般車両とは別の位置づけを与え、できるだけ早期に緊急的な通行が認められるよう、必要な手続等を速やかに整理・共有する。	内閣府(防災) 警察庁 消防庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	①「首都直下地震における 具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急通行車両に関する必要な記述を「南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動に関する計画」に追記。	①引き続き検討を行う。	①平成29年度中
5.(4)1-1	物資調達・輸送について、迅速な意思決定ができるよう、自衛隊や関係機関による輸送全般を統括する機能も含め、役割分担の明確化や指示伝達系統の簡素化など、体制をより実践的に速やかに見直す。(併せて、～アプリやWebシステム等を活用する。)	内閣府(防災) 消防庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	①「南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動に関する計画」を修正し、物資拠点や関係各機関の役割分担を位置づけ。 ②必要に応じて現地対策本部業務マニュアルおよび防災基本計画を修正し、物流事業者を含む各機関の役割を追記。あわせて、物資輸送に関する参考資料を作成し、物資リストや各物資毎の所要見込み量の算定方法等についても整理。 ※物流全体の流れについて、全体戦略の最適化の観点から、関係府省や民間企業の意見等も踏まえ議論を進めるため、WGにおける議論を踏まえて対応を実施することに変更。	①「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を5～6月頃に改訂予定。 ②緊急災害対策本部・現地対策本部業務マニュアルの3月末の改訂において、プッシュ型支援の品目の整理及び供給量の算出方法等を追記。	①平成29年5～6月 ②平成29年3月
5.(4)1-2	(～、体制をより実践的に速やかに見直す。) 併せて、WGで検討した上で、避難所、現地対策本部、都道府県との間の情報共有を進めるために、アプリやWebシステム等を活用する。	内閣府(防災)	①国や都道府県、市町村、製造事業者、物流事業者等が情報共有するとともに、避難所等のニーズを把握することのできるシステムを構築。	①平成28年12月、国と都道府県において、物資の要請・調達・輸送に関する情報共有のためのシステムを運用開始。平成29年度以降、市町村の物資拠点や避難所までの情報共有、ニーズ把握が可能なシステムの拡充を予定。	①平成28年12月 (平成29年度以降 システム拡張予定)
5.(4)1-3	現地対策本部と自衛隊の現地指揮所との間でのリエゾンの派遣など、密接な情報共有を図るための方法を速やかに具現化する。	内閣府(防災)	①現地対策本部業務マニュアルを修正し、必要な内容を追記。 ②必要に応じ、防災基本計画を修正。	①現地対策本部業務マニュアルにおいて改訂済み。 ②現行の防災基本計画の記載でも取組可能。	①②平成29年3月
5.(4)2-1	災害救助法の適用や予備費を使用した応急的な緊急支援が可能な物資を事前にリスト化して速やかに共有しておく	内閣府(防災)	①都道府県の災害救助法担当者会議において、災害救助法で支援可能な物資等について周知(過去の支援実施事例のリストを説明会において紹介、市町村に共有。) ②災害発生時には速やかに各県に対して災害救助法に関する説明会を開催。	①9月13日、都道府県の災害救助法担当者会議において説明。今後も、引き続き、防災に関する都道府県との会議や各種研修の場において、災害救助法で支援可能な物資について周知。 ②台風第10号や鳥取地震に係る災害救助法担当者説明会においては、災害救助法の運用やその対象物資等について説明。	①平成28年9月 ②随時開催

(熊本地震に係る初動対応の検証レポート) 記述についての対応状況

平成29年4月1日

記載箇所	初動対応の検証レポートにおける枠囲い内の記述	担当	実施内容 (実施予定内容(平成29年3月末現在))	実施内容実現に向けた 平成29年3月末現在の途中経過	実施時期 (実施予定時期)
5. (4) 2-2	とともに、災害救助法の適用等の可否が不明確な物資に関しては、当初から高いレベルで迅速に判断できるよう、あるいは緊急的に現地で判断できる範囲をあらかじめ設けるなど、具体的な方法を速やかに明示する。	内閣府(防災)	<ul style="list-style-type: none"> ①都道府県の災害救助法担当者会議において、災害救助法で支援可能な物資等について周知。 ②災害発生時には速やかに各県に対して災害救助法に関する説明会を開催。 ③現地対策本部業務マニュアルの改定に合わせ、相談窓口を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ①9月13日、都道府県の災害救助法担当者会議において説明。今後も、引き続き、防災に関する都道府県との会議や各種研修の場において、災害救助法で支援可能な物資について周知。 ②台風第10号や鳥取地震に係る災害救助法担当者説明会においては、災害救助法の運用やその対象物資等について説明。 ③現地対策本部業務マニュアルの改訂にて対応済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ①平成28年9月 ②随時開催 ③平成28年度中
6. (1)	今後の大災害発生時においても、災害の状況に即応して、現地対策本部(被災地)との意思疎通を図り、迅速かつ効果的に初動対応を進めるため、政府全体として、支援策の企画・調整等の司令塔機能を担う体制(東京)を速やかに稼働させる。	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ①災害発生時には速やかに必要な体制を判断し、稼働。 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害発生時に随時判断。 	<ul style="list-style-type: none"> ①随時稼働
6. (2) 1	政府の災害対応の要となる内閣府防災の体制を強化するとともに、海外の事例等も参考としつつ、WGでの議論も踏まえ、防災対応を専門とする人材を養成・派遣するための仕組み、国が保有する様々な資源を機動的・効果的に配分するための仕組みの導入、民間企業やNPO等との連携について、検討する。	内閣府(防災)	<ul style="list-style-type: none"> ①「南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動に関する計画」等を修正し、国が保有する資機材について記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ①「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を5～6月頃に改訂予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ①平成29年5～6月
		内閣府(防災) 総務省	<ul style="list-style-type: none"> ②防災に関する高度な知見を有する人材を育成するため、地方公共団体職員向けの研修制度等を推進。 ③応援職員派遣スキームの確立及び被災市町村のマネジメント支援職員を派遣するシステムを構築。 ④応援派遣スキーム、マネジメント支援職員派遣システムをより迅速かつ的確に実施するため、市町村行政機能の確保状況の把握スキームを確立。 	<ul style="list-style-type: none"> ②平成29年4月に地方公共団体幹部職員向けの研修を開催予定。 ③平成29年3月から検討会(大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会)を開催(～6月)し検討中。 ④平成29年1月より検討会(大規模災害時における市町村行政機能の確保に関する検討会)を開催して検討を進め、3月に得た結論を踏まえ、今後、実現に向けて関係団体と具体の調整を実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ②平成29年4月 ③平成29年度以降 ④平成29年度以降
6. (2) 2-1	優先的にインフラを復旧すべき施設のリスト化を行い、速やかに関係者間で共有する。	内閣府(防災)	<ul style="list-style-type: none"> ④災害時に連携が必要な民間企業について、指定公共機関として位置づけを促進。 ⑤災害時の物資供給等に関して地方自治体と民間企業の協定締結を促進。 ⑥防災に関するNPO等のネットワーク化を推進するとともに、各地域で活動する市民団体等の防災分野への参画を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ④関係する民間企業と調整中。 ⑤平成29年4月の自治大学校における研修等において説明を実施。 ⑥平成29年2月災害ボランティアに係る都道府県担当者研修会にて関係NPO等との連携について働きかけを実施済み。今後も引き続き会議等の場を活用し都道府県と関係NPOの連携を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ④適宜実施 ⑤平成29年4月 ⑥平成29年2月
			<ul style="list-style-type: none"> ①WGでの検討結果を踏まえ、必要に応じて防災基本計画を修正し、市町村地域防災計画に反映。 	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村における検討を促進するため、来年度、研修会等の開催を検討中。また、現行の大規模地震防災・減災対策大綱(平成26年3月 中央防災会議)の記載で取組可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ①平成29年度以降

(熊本地震に係る初動対応の検証レポート) 記述についての対応状況

平成29年4月1日

記載箇所	初動対応の検証レポートにおける枠囲い内の記述	担当	実施内容 (実施予定内容(平成29年3月末現在))	実施内容実現に向けた 平成29年3月末現在の途中経過	実施時期 (実施予定時期)
6.(2)2-2	通信インフラが利用できない場合に備え、防災担当部局の衛星電話保有を順次進める。	内閣府(防災)	①必要に応じ、追加購入もしくは企業から協定に基づき提供を受ける仕組みを導入。	①保有している衛星電話の配備先の調整を完了。更なる台数が必要な際には衛星携帯電話事業者から支援を受ける仕組み導入に向け、具体的な依頼方法を確認するなど、衛星携帯電話事業者との間で連携体制を構築済み。	①平成29年3月
6.(2)2-3	インフラ管理用カメラ等から得られる情報を災害対応に活かすため、防災担当部局は施設管理者等との連携を速やかに強化する。	内閣府(防災) 警察庁 消防庁 国土交通省 海上保安庁 防衛省	①地方自治体からインフラ管理映像等の提供を受けている省庁の協力を得て、中央省庁における映像共有の強化を図ると共に、各省庁から関係自治体への映像配信を促進。 ②国土交通省は、各種インフラの管理用カメラ画像や被害情報等の共有を推進するため統合災害情報システム(DiMAPS)を有効に活用。 ③映像の配信にあたっては内閣府の中央防災無線網、都道府県とのTV会議システムを有効に活用。	①②③平成29年3月の中央防災無線実務担当者会議で指定行政機関への映像集配信の連携強化を実施済み。 ①②③災害発生時に映像伝送を速やかに実施するために、防災基本計画へ具体的な追記を実施予定。	①平成29年3月 ②随時実施 ③随時実施

平成28年熊本地震の検証を踏まえた主な取組状況
 (熊本地震に係る初動対応の検証レポートに関するものは除く)

平成29年4月1日

取組内容 (平成29年3月末現在)	担当	実施時期 (実施予定時期)
1. 自治体支援		
○熊本地震の被害状況を踏まえた地方財政措置について	総務省	平成29年4月～
○支援人員数等を把握する災害対応支援システムの構築	内閣府(防災)	平成29年4月
○全国レベルでの支援強化のため、災害廃棄物に関する有識者、関係業界団体等から構成されるD.Waste-Netの体制を整備・強化	環境省	平成29年1月
○地域レベルでの連携強化を図るため、大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画策定を推進	環境省	平成29年2月～
○自治体レベルでの災害廃棄物処理計画策定を進めるため、災害廃棄物対策指針の点検及びモデル事業を実施	環境省	平成28年11月～
3. 物資支援		
○非常災害時における国による港湾の管理	国土交通省	調整中
○流通業者を災害対策基本法の指定公共機関に指定し、物資支援等の業務に従事予定	経済産業省	調整中
4. 自助・共助の推進		
○保険・共済の加入促進のためのパンフレット・報告書作成	内閣府(防災)	平成29年3月
5. その他		
○国、地方公共団体、民間等の多様な機関間の情報共有・利活用に関するルールである「災害情報ハブ」の検討	内閣府(防災)	平成29年4月～